

日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>

「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人明海大学
② 設置大学名称	明海大学
③ 担当部署	総務部 歯学部 庶務課
④ 問合せ先	049-285-5111
⑤ 点検結果の確定日	2025年9月16日
⑥ 点検結果の公表日	2025年9月19日
⑦ 点検結果の掲載先 URL	https://www.meikai.ac.jp/about/activities/governance/
⑧ 本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

様式 I

I-I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則1-1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則1-2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則2-1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則2-2 多様性への対応	○
基本原則3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則3-1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則3-4 危機管理体制の確立	○
基本原則4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則4-1 教育研究・経営に係る情報公開	○

様式Ⅱ**Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況****原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立**

実施項目 1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	ホームページをはじめ、学生便覧、大学案内その他各種媒体に掲載・明示するとともに、あらゆる機会を通じて広く学内外に周知している。
実施項目 1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	建学の精神・理念及び教育目的等に基づき、大学、学部学科及び研究科ごとに3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、方針の周知、体制の整備・支援・充実、検証等の実質化に努めている。
実施項目 1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	明海大学学則、明海大学学長等の選任及び職務規程並びに明海大学学部長等職務規程の定めるところにより、学長、副学長及び学部長の責務が明確化され、学長、副学長及び学部長はそれぞれその職責を果たしており、学長補佐体制が構築され機能している。また各学部の教授会規程により教授会の役割・機能（学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関）が明確化され、校務に関する最終的な決定権は学長に担保されている。
実施項目 1－1④	説明
教職協働体制の確保	各種委員会の構成員に事務職員を加えるなど、教育研究活動等の組織的かつ効率的な管理・運営を図るための分担・協力・連携体制が適切に構築され、機能している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	FD・SD委員会により、授業の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究並びに教育活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修等を、組織的かつ効果的に実施している。

原則１－２ 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	内部質保証に必要なPDCAサイクルの確立を方針とした「学校法人明海大学中期計画（2022～2027年度）」（以下「中期計画」という。）により、具体的な計画内容を策定している。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画は、その進捗状況を管理把握し、経営陣と教職員が共有している。

原則 2-1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2-1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、社会の要請に応じた学びの機会を提供している。
実施項目 2-1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	中期計画及びこれに基づく毎年度の事業計画等に基づき、社会貢献及び地域連携活動を積極的に実施している。

原則 2-2 多様性への対応

実施項目 2-2①	説明
多様性を受容する体制の充実	ダイバーシティ・インクルージョン（多様性を受容）の理念を踏まえ、多様性への対応に努めている。
実施項目 2-2②	説明
役員等への女性登用の配慮	男女共同参画社会に向けた対応に努めている。

原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学校法人明海大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）の定めるところにより、理事に求められる資格、構成する要件、責務及び選任過程が明確化されている。
実施項目 3-1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為の定めるところにより、法人の最高意思決定機関としての役割を果たすとともに、適切な理事会運営を行っている。評議員会との建設的な協働と相互牽制体制の確立に努めている。
実施項目 3-1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	審議事項に関する情報を適切に提供するなど、十分なサポートを行っている。また学校法人の運営及びガバナンスに関する研修を定期的に実施している。

原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為の定めるところにより、監事及び会計監査人の選任基準及び選任過程が明確化されている。
実施項目 3-2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人及び内部監査人による三様監査体制を構築するとともに、監査結果について意見を交換し、監事監査の機能の充実を図っている。
実施項目 3-2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事への適時・適切な情報提供等業務を支援する体制を整備している。

原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	寄附行為の定めるところにより、評議員に求められる資格、構成する要件、責務及び選任過程が明確化されている。
実施項目 3-3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集、諮問事項、審議事項及び評議員の責務を明確にするとともに、理事会との建設的な協働と相互牽制体制の確立に努めている。
実施項目 3-3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員に対し諮問事項及び審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートに努めている。また評議員全員を対象に学校法人の運営及びガバナンスに関する研修を定期的実施している。

原則 3-4 危機管理体制の確立

実施項目 3-4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	危機管理、災害防止、不祥事防止等に関する諸規程又はマニュアル等を整備し、これらに関連する研修等を実施することで、事業継続計画に資している。
実施項目 3-4②	説明
法令等遵守のための体制整備	コンプライアンス及び公益通報に関する規程を整備し、これらに係る研修等を実施している。

原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4-1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	関係法令及び学校法人明海大学情報公開規程（以下「情報公開規程」という。）に則り、適切な公表に加え、積極的な情報公開に努めている。
実施項目 4-1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページへの掲載、事務所への備え置き閲覧、大学ポर्टレートの活用など、適切な方法により情報公開を行っている。